

## 自衛隊を安易に

投入してはならない

元空将 織田邦男

### 中国の不穏な動き

沖縄県の尖閣諸島沖で日本領海への接近、侵入を繰り返す中国海警局（海警）の公船が、七月一日、中国中央軍事委員会の傘下にある人民武装警察部隊（武警）に編入された。

中央軍事委員会は中国共産党の軍事組織である人民解放が予想され、防衛省も警戒を強める。「海警を偽装した軍艦による挑発も予想される。武力攻撃に至らないグレーディング事態が生じる可能性が一段と高まる」と防衛省幹部は述べる。

軍を指導する機関であり、今年の一月、武警が中央軍事委員会直属になったばかりである。これで中央軍事委員会は人民解放軍のみならず、武警、海警も指導することになった。

沿岸の警備にあたる沿岸警備隊は、平時は軍組織とは別組織であるのが普通である。米国の沿岸警備隊は国土安全

保障省の隸下にあり、日本の海上保安庁は国土交通省の隸下にある。海警局もこれまでは国内の治安を担う公安省の下にあり、海警の乗組員は文民であった。だが、今回の改編で軍人に準ずる武装警察官となつた。

武警に編入された海警が、今後どのように軍事作戦に関するかは不明だが、軍事色が強まることが予測される。これまで尖閣周辺で領海侵犯を繰り返してきた海警が、挑発行動を益々エスカレートさせる可能性もある。

海警への対処は一義的には海保が実施している。だが今後、軍事作戦と連動すること

て注視している」とし、「いたずらに事態をエスカレートさせることがないよう冷静な対応を継続しつつ、わが国の領土、領海、領空を断固として守り抜く」と述べた。

日中両政府はこの六月、自衛隊と中国軍の偶発的な衝突回避を目的とした「海空連絡メカニズム」の運用を開始した。だが、未だにホットラインは設置されていないし、局長級の会合も実施されていない。

自衛隊入隊。五十二年、F4戦闘機操縦者として第六航空団（小松）に勤務。米スタンフォード大学客員研究員、第二航空団飛行群司令や航空支援集団司令官（イラク派遣航空部隊指揮官を兼務）などを経て平成二十一年に退職。同年から三菱重工防衛・宇宙ドメイン顧問に就任し、二十九年に退職。本誌平成二十一年十一月号から二十七年三月号までベンネーム「宇佐静男」で『現代防人考』を寄稿。著作集・<http://aiminghigh.web.fc2.com/archive.html>



織田 邦男（おりた・くにお） 織田コンサルタント代表、東洋学園大学客員教授、日本戦略研究フォーラム政策提言委員。元

空将。昭和二十七年生まれ。兵庫県明石市出身。四十九年、防衛大学校卒業後、航空群司令や航空支援集団司令官（イラク派遣航空部隊指揮官を兼務）などを経て平成二十一年に退職。同年から三菱重工防衛・宇宙ドメイン顧問に就任し、二十九年に退職。本誌平成二十一年十一月号から二十七年三月号までベンネーム「宇佐静男」で『現代防人考』を寄稿。著作集・<http://aiminghigh.web.fc2.com/archive.html>

### 尖閣を諦めない中国

自衛隊を安易に投入してはならない

日本政府は尖閣諸島を二〇一二年に国有化した。それ以降、反発した中国は海警を月

に一～三回のペースで領海侵入させている。これまで海保と海警という非軍事的組織の対応だったため、不測の事態が軍事的衝突につながることはなかった。だが今後、軍の指揮や意向が反映される事態

間をかけて「実効支配」を盗ってしまうというやり方である。その主役が海警である。

米国はこれを「サラミ・スライス戦略」と呼んでいる。サラミというのは、一本そのまま盗むと、その事実が容易に分かる。だが、少しづつ薄く切って食べていくと、気が付かないうちに盗られてしまう。

つまり、軍隊は出さないけれども、同様な機能を持つ海警と武装民兵を使って、少しづつ実効支配を奪う戦略なのだ。軍事侵攻ではなく、武力行使もない実効支配争奪の戦いのため、有事でも平時でもないグレーゾーンでの戦いで

海警を前面に出すこの作戦はある。  
海警を前面に出すこの作戦は「ホワイト・シップ・ストラテジー」とも呼ばれる。海警の船とは言っても、ほとんど軍艦と同じで、違いは白く塗装しているだけだからだ。現在、最大一万二千トン級の大型警備艦が建造中である。武装については海保の巡視船が、二〇ミリから三〇ミリの機関砲に対し、七六ミリ機関砲を装備し、ヘリコプターの搭載も可能である。

海警の活動としては、月に三回、三隻が尖閣領海を侵犯して、二時間居座って帰投する。これを繰り返して既成事實を積み重ねる。最近では、

中国の公船が日本の領海に自由に侵入して、自由に航行



日米首脳会談後、記者発表する安倍晋三首相（左）とトランプ米大統領=昨年2月11日、アメリカ・フロリダ州パームビーチ（時事）

だが中国は即座に反発した。「日米は言行を慎み、誤った言論を発表するのを止めろ」「釣魚島は中国固有の領土である。国家主権と領土保全を守る意思と決意は揺るがない。日米安保条約というものを名目に、日本が米国を引

き寄せて、違法な領土主張を裏書きするのに反対だ」と。中国は、米国とは事を構えない戦略である。軍事力は確かに米国が強く、戦いを挑めば勝ち目はないからだ。他方、中国は尖閣を「核心的利益」と位置付けており、決して尖閣を諦めることはない。中国は米国の介入を避けるような形で尖閣諸島を奪いに来る戦略をとっている。メディアはあまり伝えないが、これは既に始まっている。

中国は軍隊を投入せず、非軍事、あるいは準軍事作戦で実効支配を奪う活動を実施している。「既成事実」を少しずつ積み重ねていき、長い時

になれば、日本は新たな対応を迫られる可能性もある。

昨年、日米の首脳会談がフロリダで行われ、「日米共同宣言」の中で「尖閣諸島は日本安保条約五条の対象」ということが、初めて文章化された。多くの日本人は「これで中国は尖閣へは手出しさはすまい」と安堵し、思考停止に陥った。

だが中国は即座に反発した。「日米は言行を慎み、誤った言論を発表するのを止めろ」「釣魚島は中国固有の領土である。国家主権と領土保全を守る意思と決意は揺るがない。日米安保条約というものを名目に、日本が米国を引

き寄せて、違法な領土主張を裏書きするのに反対だ」と。中国がとっているということを、メディアを使って世界に発信する。これが中国が重要視する「輿論戦」である。米国の「米中経済安全保障調査委員会」が議会報告をしているが、中国国防大学戦略研究所が、「中国が長年主張してきた尖閣の統治の実権は、既に日本から中国に移った」と論文を出したことを伝えてい

## 民兵の脅威

できれば、それは日本が実効支配しているとは言えない。実効支配していなければ尖閣諸島は「施政下にある」とは言えず、その時点で「安保条約五条の対象」ではなくなる。

つまり安保条約五条は「日本の施政下にある領域」が攻撃されることが前提なので、尖閣が「施政下」でなければ「第五条の対象」にはならない。

実効支配が奪われれば、尖閣は竹島や北方領土と同じよう、日米同盟の対象ではなくなる。米国は手も足も出せなくなる。これが中国の狙いである。

投入すれば、「最初に軍を出したのは日本であり、日本が悪い」と中国海軍投入の口実に利用されかねない。

しかも、出動の根拠は「海上警備行動」だから海自を投入しても海保以上のことは何も出来ない。今の自衛隊法では、「防衛出動」以外で自衛隊を出動させる場合、全て警察活動に制限される。自衛隊であっても「警察比例の原則」とか「相手に危害を加えてはならない」といった制約に縛られる。

中国は「日本が軍隊を出したからやむを得ず、中国は軍を出したのだ」と「輿論戦」「心理戦」「法律戦」を駆使

また、中国は漁船員に扮した民兵を巧みに使っている。

民兵組織については、日本のメディアはほとんど取り上げないが、今や十四万隻、七十五万人の規模と米海軍の分析機関は伝えている。中国は民兵を使って領有権を主張し、あるいは埋め立て土砂の運搬などに従事させている。二年前、小笠原沖にサンゴを盗りに来た大量の漁船も民兵と言われている。

近年は民兵が米艦艇の行動を妨害するようになつた。

第七艦隊司令官も述べるが、民兵は漁民と区別がつかないため、対応は非常に厄介である。米イージス艦の前に、も

し他国の軍艦が立ちはだかって妨害すれば「自衛権行使」で対応できるが、民兵かどうか不明な漁船だと、法執行、つまり警察権行使でしか対応できない。となると武器の使用とか、行動が著しく制限を受ける。

こういったグレーゾーン事態に対して、日本政府は「海保が手に負えなくなったら、海上自衛隊を投入する」と述べる。だが、これは「中国の思う壺に嵌る」ことになりかねない。

自衛隊は国際社会では、あくまで軍隊である。海保の警察権行使の補完だからと言つても、中国より先に自衛隊を

して国際社会に訴えるに違いない。そうすれば米国世論も「中国の方が正しい」ともなりかねない。もしそうなれば「安保条約五条」は機能しなくなる可能性もある。中国の「サラミ・スライス作戦」や「ホワイトシップ戦略」に対しては、安易に自衛隊を投入してはならないのだ。

海保の任務

の任務には領域警備の任務はない。海上保安庁法には「海上の安全と治安の維持」という任務があるのみで、「国を守る」という任務はない。

これには海保創設時の歴史的背景にある。

海保はマッカーサー占領下に創設された。未だ自衛隊もなかったが、やはり沿岸警備は必要だということで創設することになった。

ではどうすべきか。やはり海警や民兵には、海保と警察がしっかりと対応できるように、法律を整え、装備、人員を強化するしかない。最大の問題は、海上保安庁法二条にある。驚くべきことに、海保

の法律のいかなる規定も海上同法二十五条を見ても「この法律のいかなる規定も海上

保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない」とあえて規定されている。ここが他国の沿岸警備隊と違うところである。他の沿岸警備隊は領域警備の任務が明確に付与され、自衛権行使のための武力行使も出来る。

現在、海上保安庁は、領域警備の任務が法律にないため、苦労しながら事実上の領域警備を実施している。政府が今やるべきことは、海保の対応を超えたたら、自衛隊を速やかに投入することではない。海上保安庁法を改正

して、「海上の安全と治安の維持」に加えて「領域警備」そして「臨検活動」「船団護衛」といった本来の沿岸警備隊としての任務を付与し、任務遂行のために必要な装備を充実させ、要員を確保することである。

海保の巡視船は、商船構造になっており、軍艦構造ではない。海警は、軍艦払い下げの艦艇も多く、軍艦構造であるため、衝突して穴が開いても沈まない。だが商船構造の海保は海警に衝突されて穴が開くと一溜りもなく沈む。これ一つとっても早急な改善が必要である。

「尖閣は日本固有の領土であり、断固として守る」と訓示するのは結構だ。だが、そのためには、何を為さねばならないか。中国は軍隊で強引に尖閣を奪取するのではなく、米軍の介入を避けるため、海警や民兵を使つて実効支配を少しづつ掠め取る作戦に出てきている。中国が軍隊を出さない限り、自衛隊を軽々しく投入してはならない。中国の思う壺に嵌るだけだ。

日本の領土、領海、領空を守るために、海保や警察の能力向上は喫緊の課題である。何より実態に合致した法律の改正、装備の強化等、具体的な施策が求められている。